

○明石市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

平成 29 年 12 月 26 日条例第 32 号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 80 条第 1 項の規定による地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）において使用する用語の例による。

(基本方針)

**第 3 条** 地域活動支援センターは、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターの設置者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。

3 地域活動支援センターの設置者は、地域活動支援センターを利用する障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の保護者の立場に立ったサービスを提供するよう努めなければならない。

4 地域活動支援センターの設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

5 地域活動支援センターの設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(設備基準)

**第 4 条** 地域活動支援センターの設置者は、規則で定める基準に従い、事業に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(規模)

**第5条** 地域活動支援センターの利用可能人数の下限については、規則で定める。

(職員)

**第6条** 地域活動支援センターの設置者は、規則で定める職種、員数及び資格の基準に従い、必要な職員を置かなければならない。

(運営基準)

**第7条** 地域活動支援センターの設置者は、地域活動支援センターの運営に当たっては、次に掲げる事項について規則で定める基準に従わなければならない。

- (1) 運営規程の制定
- (2) 非常災害対策の実施
- (3) サービスの提供の記録
- (4) 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備
- (5) 利用者への金銭支払請求
- (6) 生産活動の機会の提供
- (7) 工賃の支払
- (7)の2 勤務体制の確保等
- (8) 定員の遵守
- (8)の2 業務継続計画の策定等
- (9) 衛生管理等
- (10) 秘密保持
- (11) 苦情解決
- (12) 事故の発生又は再発の防止のための措置及び事故発生時の対応
- (12)の2 虐待の防止
- (13) 地域活動支援センターの運営からの暴力団等の排除
- (14) 地域活動支援センターの運営の内容についての自己評価の実施及びその公表
- (15) 職員に対する計画的な研修の実施及びその記録の保存
- (16) その他適切な地域活動支援センターの運営に関して必要な事項

(虐待の禁止)

**第8条** 地域活動支援センターの職員は、利用者に対し、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第7項各号に掲げる行為をしてはならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存在する設備であって、第4条に規定する規則で定める基準に適合しないものについては、当該基準（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準について必要な経過措置は、規則で定める。

**附 則**（令和3年3月29日条例第17号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。